

令和3年（行ウ）第277号

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国

第6準備書面

2025年（令和7年）1月16日

東京地方裁判所民事第2部D係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 出 口 かおり

被告が部分開示した本件対象文書①の第1分冊の各文書（乙①1から102）について、情報公開法（以下「法」という。）5条1号（個人識別）以外の不開示事由該当性に関する被告主張に反論する。

第1 本件各文書について

1 事故関係資料の公開こそ公益に資すること

運輸安全委員会は、航空、船舶並びに重大な鉄道事故等が発生した場合、事故の再発防止を目的とする調査を行い、その結果を事故調査報告書として社会に公表している。同委員会が行う事故調査について、かつて、運輸安全委員会が設置した福知山線列車脱線事故 調査報告書に関わる検証メンバー・チームは、「JR西日本福知山線事故調査に関わる不祥事問題の検証と事故調査システムの改革に関する提言」（平成23年4月15日、甲26）において、運輸安全委員会に対して、次のような提言をしている。

「(1) 事故調査の透明性の確保

今回の不祥事の発生と調査報告書に対する不信感の背景には、事故調査の過程の透明性の不足や公開・提供される情報の少なさの問題がある。

このため、今後は事故調査の過程において、可能な限り国民や被害者、さらには原因関係事業者に対して必要な情報の提供・開示を行い、透明性の確保に努めるべきである。これは、再発の防止を目的とする事故調査が、より社会の信頼を得るために必要な要件でもある。」

「(4) 事故調査関係資料の公開の推進

再発防止を目的とする事故調査が、より社会から支持され、信頼されるために、また、関係者が事故調査結果を再発防止のために十全に活用していくために、調査過程における透明性の確保や情報提供に加えて、事故調査が完了した時点での情報公開も進めていく必要がある。すなわち、事故調査が完了し、事故調査報告書の公表が終わった段階で、口述記録や個人情報、原因関係事業者の企業ノウハウや秘匿が必要な技術・運航管理情報などを除いて、その調査に関して収集され、事故調査報告書の作成に使用された資料が、求めに応じて公開されるべきである。」

2 運輸安全委員会の事故調査完了後の開示請求であること

本件は、運輸安全委員会による事故調査が完了し、事故調査報告書の公表が終わった後になされた開示請求であるところ、意思形成過程情報は意思決定後には当該意思決定に影響しなくなるので、一般論として5号該当性は否定されやすいことは原告第3準備書面第1の5で述べたとおりである。したがって、本件で5号該当性が認められるためには、将来予定されている同種の審議、検討等に影響するというだけでは足りず、「不当な」影響、すなわち情報を公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保などへの支障が看過し得ない程度のものであって、かつ、そのような不当な影響を与えるおそれがあることが、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があると認められることを要する。

被告は、運輸安全委員会が常設の事故調査機関であることを挙げて、「将来にわたり同種の審議、検討を行うことが予定されている」と主張するが、「同種の審議、検討」を広く解しすぎている。このような解釈によると、本件事故に限らず、運輸安全委員会の調査対象となった事故（船舶事故及び船舶インシデントに限っても、運輸安全委員会発足後、令和5年12月末現在で計1万6177件もの事故がある。甲27参照）が全て「同種の審議、検討」を行っていることになる。しかし、運輸安全委員会における事故調査はそれぞれの事故ごとに異なるのが当然である。本件事故について収集した情報に基づきなされた審議、検討の内容が、他の事故調査に関する審議、検討に利用されるとは考えられない。むしろ、前記1のとおり、どのような調査を行ったかが明らかになることは、調査報告の信用性に直結するものとして極めて重要なのである。

第2 乙①1について

1 ※部分について

- (1) 乙①1は、運輸安全委員会の事故調査部門が、本件事故について、調査委託の可否や委託先候補であった団体の適性等を検討するために作成した文書とすることである。
- (2) 被告は、「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがある」（法5条5号）と主張するが、研究調査実施機関にとって、事故調査に協力した事実を明らかにすることは何ら問題ない。実際、JAXAや国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所は、いつ・いかなる事故について、どのような協力をしたかを公表している（甲27、28—1ないし2）。このことは、運輸安全委員会の事故調査部門による調査に協力したとの事実を明らかにしても、外部からの干渉や不当な批判にさらされるなどの不利益を被っていないことの証左である。

2 その他について

- (1) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」
(法5条5号) はないこと

事故調査は科学的知見や分析手法に基づく事実調査及び分析であって、政策的意思決定ではない。事故調査において調査委託先が運輸安全委員会に提供する内容は、各調査委託先が有する科学技術の実験設備や専門的知識ないし知見の提供であり、意見交換及び意思決定の内容ではない。それぞれの事故ごとに、そのメカニズムを客観的・科学的な視点から明らかにするために必要な調査や、技術的知見・分析方法は異なるのであって、必要な技術的知見や分析手法を有する研究機関に依頼することになる。例えば、独立行政法人海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）は400mの大規模な実験水槽を有するが（甲29）、そのような研究機関は限られるのであって、調査官の自由な意見交換や意思決定によって調査委託先が決定するとは考えられない。

また、科学的知見・分析手法やこれに基づく事実調査及び分析の過程は科学的に検証可能であり、外部からの指示、干渉、不当な圧力によってその内容を歪めることはできない。むしろ、調査及び分析過程が明らかにされるからこそ、仮に歪められた形跡があればそれを外部から指摘することができるのであり、公開することによってこそ将来の調査及び分析の中立性・公正性に資するだけでなく、これらのレベルを上げることにもつながるのである。

原告第3準備書面第1の5で述べたように、意思形成過程情報は意思決定後には当該意思決定に影響しなくなるので、一般論として5号該当性は否定されやすい。したがって、事故調査報告書を公表した後については、将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響、すなわち情報を公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保などへの支障が看過し得ない程度のものであって、かつ、そのような不当な影響を与えるおそれがあることが、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならない。

(2)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(同号)もないこと

被告主張から、「その余」の部分に「調査委託先候補であった団体の技術レベル等の適正について、運輸安全委員会による検討段階の内容」が記載されているようであるが、広範な「その余」の墨塗部分すべてにそのような情報が記載されているのか、それとも一部分であるかすら不明である。

このように、この部分に関する被告主張はそもそも具体性がない。本件事故について事故調査は終了し、事故調査報告書も公表済みであるから、公開しても「憶測に基づいて事実とは異なる報道」がなされるとは考えられないし、国民に混乱を招くおそれもない。

(3)「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法5条6号柱書)もないこと

ア 原告第3準備書面第1の6で述べたように、6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務・事業が根拠法規・趣旨に照らして公益的開示の必要性等の利益衡量をした上で「適正な遂行」といえることが求められる定性的基準であり、「おそれ」の程度も単なる確率的可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 被告が乙①1の文書の内容について、「当該団体の技術レベル及び現実的な作業可能性等についての検討内容等が記載」されていると説明するように、船舶事故の調査委託先は、保有する実験施設や専門的知見の内容、当該船舶事故の事実調査についていかなる調査解析が可能であるかを検討して決められているはずである。このような検討は、船舶事故等の調査の流れ(甲30)の事実調査の開始ないし事実調査のはじめの段階であって、委員会ないし部会における審議検討の段階ではない。

したがって、調査官及び委員らが調査委託先候補について専門的知見の内容

や現実的な作業可能性についての意見を述べたとしても、「当該団体が望まない社会的関心を集める可能性」があるとは考えられないし、調査委託先として選定の可能性がある団体との信頼関係が築けなくなるとか、検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査委託を拒否するおそれもなく、運輸安全委員会が行う事故原因の究明という事務の適正な遂行が困難になるとは考えられない。

ウ 調査官が調査委託について幅広い検討を自制・ちゅうちょすることになるとの被告主張にも何ら根拠はない。発生した船舶事故等の事実調査に必要な調査研究・解析のために調査委託先が保有する実験施設や専門的知見等を検討することは純然たる科学的な検討であり、事故調査の重要性がより社会に理解され信頼されるために公開されることこそ望ましい情報である。

エ 被告はまた、「海上事故又は海上インシデントの安全調査のための国際基準及び勧告される方式に関するコード（事故調査コード）」（乙 18）を根拠に、調査の過程で入手した情報等の開示について、厳格な制限が課せられているとも主張する。

しかし、この事故調査コードは調査過程におけるルールであり、事故調査終了後の情報等の開示について述べたものではない。現に、アメリカでは、国内のすべての民間航空事故及び他の交通運輸手段（鉄道、道路、海上、パイプラインなど）の事故のうち重要なものについて調査する独立の連邦政府機関として N T S B（National Transportation Safety Board）があるが、N T S B の報告書や調査で収集した証拠は、大部分が一般に公開されている（甲 31）。そうすることによって、国内のみならず国際的にも信頼性が高まるのである。

そうであるから、事故調査において提供された情報の内容を、事故調査終了後においても開示しないとする国際ルールは存在せず、開示しても国際機関・他国からの信頼を失うことはないし、他国の事故調査当局や他国の関係者が運輸安全委員会の事故調査に非協力的になることもなく、同委員会の事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

第3 乙①2ないし6の各文書について

1 5号に該当しないこと

- (1)「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙①2ないし6は、調査の委託先候補であった団体が保有する文書を運輸安全委員会が入手したもので、事故調査に用いる可能性のあった機材に係る性能及び具体的な作業手順などが記載されたものであるという。

そうすると、これらの文書は法5条5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

- (2) 同号が定めるおそれもないこと

ア 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない
念のため、被告が主張する同号のおそれがないことも述べる。

「※1部分」及び「その余」について、委託先候補の団体が保有する機材の性能及び具体的な作業手順などが記載された各文書は、本件事故調査のために作成されたものではなく、各団体において当該機材を扱うために作成したマニュアルに過ぎない。事実調査において試験研究・解析を行うために用いる機材の性能や作業手順等は科学的・客観的に明らかであって、意見交換や意思決定の産物ではない。被告は、運輸安全委員会がどのような機材に関する資料を収集したかがわかること自体が率直な意見交換や意思決定の中立性を損なうと主張したいのかもしれないが、発生した船舶事故の事実調査においていかなる試験研究・解析を行うかは科学的・客観的に検証可能な判断であり、外部からの干渉及び不当な圧力によってその中立性が不当に損なわれるものではない。

したがって、これらの情報が明らかになったからといって、将来の事故調査

において、外部からの干渉及び不当な圧力を受け、運輸安全委員会における率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれはない。

なお、本件事故報告書（甲 6）において、海技研に調査及び実験を委託したことが明記されている。

イ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

乙① 2 ないし 6 は、事故調査に用いる可能性のあった機材に係る性能及び具体的な作業手順などが記載されたものであるところ、例えば海技研は保有する機材やその性能を公表している（甲 2 9）。海難事故解析センターも、船舶自動識別装置解析ツールなど海難事故解析に活用可能な技術の機能を詳細に公表している（甲 3 2）。

事故調査が終了して事故調査報告書も公表済みの本件について、乙① 2 ないし 6 を公開しても「憶測に基づいて事実とは異なる報道」がなされとは考えられないし、国民に混乱を招くおそれもない。

2 6 号に該当しない

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙① 2 ないし 6 は、調査の委託先候補であった団体が保有する文書を運輸安全委員会が入手したもので、事故調査に用いる可能性のあった機材に係る性能及び具体的な作業手順などが記載されたものであるという。

そうすると、これらの文書には法 5 条 6 号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」は記載されておらず、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

(2) 同号柱書きの「おそれ」もない

念のため、被告が主張する同号のおそれがないことも述べる。

すでに述べたように、海技研は保有する機材やその性能を公表しており（甲 2

9)、海難事故解析センターも、船舶自動識別装置解析ツールなど海難事故解析に活用可能な技術の機能を詳細に公表している（甲32）。

したがって、調査委託先候補であった団体の試験研究の内容や技術レベルに関する情報を開示しても、当該団体が望まない社会的関心を集める可能性は無いし、調査委託先として選定の可能性がある団体との信頼関係が築けなくなるということもなく、資料提供をちゅうちょしたり調査委託を拒否するおそれもなく、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となることはない。

また、事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失ったり、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことは、第2の2(3)で述べたとおりである。

第4 乙①7について

1 「※部分」が5号に該当しないこと

情報提供者の名称は法5条5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

この文書は、第58寿和丸に搭載していた漁網の数量や種類等を知る者が事故調査に協力するために運輸安全委員会に提出したものと考えられるが、第58寿和丸に搭載していた漁網の数量や種類等は客観的な事実であって意見交換や意思決定の結果ではなく、ましてや本件事故の調査はすでに終了しているのであるから、提出者の名称を開示しても、外部からの干渉や不当な批判にさらされるなどの不利益を被るおそれもない。

2 「その余」について

(1) 2号イに該当しない

第５８寿和丸の搭載していた漁網の数量、種類、各漁網の寸法、材質、網目の大きさ及び積算重量等を明らかにしたとしても、酢屋商店の有するノウハウが流出することにはならない。第５８寿和丸は本件事故によって沈没してしまって二度と使用できない以上、第５８寿和丸に関する情報も利用することができない。他方で漁船の規模は大型化し、船舶の居住性・安全性・作業性が向上した。これに伴って設備や漁具の仕様も変化している。そもそも漁網の仕様についてノウハウというべき情報があるか不明であるが、仮にノウハウがあったとしても、本件事故当時と現在とでは、漁船の規模や漁網の材質が異なっており、現在においてはノウハウとしての価値を有しないから、酢屋商店の正当な利益を害するおそれはない。

(2) ５号に該当しない

情報提供者が運輸安全委員会に提供した第５８寿和丸のカツオマグロ網重量積算資料は法５条５号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

また、第５８寿和丸のカツオマグロ網重量積算資料は客観的な事実に関する資料であって意見交換や意思決定に基づくものではない。第５８寿和丸のカツオマグロ網に関する資料が今後の事故調査に用いられる可能性も考えられない。

したがって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はないし、本件事故の調査は終了している以上、事実調査において収集した客観資料を開示しても報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれもない。

(3) ６号に該当しない

第５８寿和丸のカツオマグロ網重量積算資料は客観的な事実に関する資料であって「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、６号が定めるおそれを検討するまでも

なく、同号に該当しない。

また、漁網の重量等に関する客観的な事実を記載した資料を開示したからといって、事故調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはないし、協力依頼先が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもないし、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難になることもない。

事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失ったり、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことも、第2の2(3)で述べたとおりである。

第5 乙①8について

1 「※部分」

原告第5準備書面第2の1のとおりである。

2 「その余」

(1) 2号イに該当しない

他の船舶を所有する企業や建造した企業、照会に回答した者が所属する企業と他の船舶との関連性に係る情報が、それ自体、各企業のノウハウに当たるとは考えられず、法5条2号イに該当するとは認められない。実際に、船舶を所有する企業名や建造した企業に関する情報をウェブサイトで公表している例があることからそのことは明らかである（甲33）。

(2) 5号に該当しない

ア 第三者が横浜地方海難審判理事所に回答した内容は、法5条5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 本件事故の調査は終了しており、第三者が回答した内容を開示しても、本件事故の原因について周囲から詮索をされたり、憶測に基づく報道がなされて社

会的評価が低下するなどの不利益を各企業に及ぼすおそれはない。

ウ 船舶事故に限定したとしても、事故ごとになされる事実調査や試験研究・解析はそれぞれ異なるものであり、本件事故について運輸安全委員会が入手した情報を明らかにしたからといって、将来の事故調査において調査事項が推測され得ることはないし、外部からの干渉及び不当な圧力を受けることもなく、調査官が同様の手法により幅広く情報収集することを自制・ちゅうちょすることはないし、率直な意見交換が不当に損なわれたり、最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもない。

エ 本件事故の調査は終了しているのだから、第58寿和丸と関連性を有する他の船舶に関する情報を開示したからといって、国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(3) 6号に該当しないことについて

ア 被告の説明によれば、第三者とは民間企業に所属する個人のものであるが、この者が第58寿和丸について回答した内容に、法5条6号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 6号柱書のおそれがないことについて、本件事故調査はすでに終了しており、開示しても本件事故調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはなく、将来にわたる事故調査において、信頼関係が築けなくなったり、検討資料の提出をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれはない。その他、第2の2(3)アウエと同じである。

第6 乙①9及び10について

1 5号に該当しないこと

(1)「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報では

ない

原告第4準備書面第2の3でも述べたように、船舶国籍証書（乙①9）及びその付属書たる船舶国籍証書検認期限指定書（乙①10）は、書式及び記載事項が船舶法及び船舶法施行細則に定められており、船内に備え置くものである。

したがって、法5条5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

(2)「所有者欄」が5号「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれ」があるとは認められない

被告は、酢屋商店の所在地を開示すると、SNS等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあると主張する。

しかし、酢屋商店が本件事故の船主であることはすでに報道等（甲1及び35）で明らかになっており、酢屋商店の住所もインターネットで検索可能になっているが、酢屋商店が外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被った事実はなく、所有者欄を開示しても同社に不当に不利益を及ぼすおそれはない。

2 「その余」が2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の3反論（は）で述べたとおり、法律で記載事項及び書式が定められ、船舶に備え置いていつでも閲覧できる状態にしておくべき文書について、公にすることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられず、2号イ該当性は認められない。

3 「その余」について「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（5号）がないこと

船舶国籍証書（乙① 9）及びその付属書たる船舶国籍証書検認期限指定書（乙① 10）は意見交換や意思決定の末に作成された文書ではなく、船の客観的な状態を表した文書である。また、これらの文書が今後、別件の事故調査で用いられる可能性も考えられない。

したがって、開示しても「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

4 「その余」が6号柱書に該当しないこと

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではない

船舶国籍証書及びその付属書に「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

(2) 「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号柱書き）はない

船舶国籍証書及びその付属書は、本件事故と関係なく船舶に備え置くべき文書であり、このような文書の記載内容を開示しても、酔屋商店の関係者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはなく、事故関係者との信頼関係が築けなくなることはないし、事故関係者が検討資料の提供をちゅうちょしたり調査協力を拒否するおそれはなく、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となることはない。

運輸安全委員会の事故調査機関の在り方について、国際機関・他国からの信頼を失う等のおそれがないことは、第2の2(3)アウエで述べたとおりである。

第7 乙① 1 1 及び 6 0 について

1 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の3反論（ひ）で述べたとおり、船舶安全法施行規則3条で様式・記載事項が定められている船舶検査証書について、酔屋店のノウハウなど公にすることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されているとは考えられず、2号イ該当性は認められない。

2 5号に該当しないこと

船舶検査証書には5号がいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないこと、同号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」もないことは、第6の1及び3と同様である。

3 6号柱書きに該当しないこと

船舶検査証書に6号のいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、被告主張の6号柱書きのおそれがないことは、第6の4と同様である。

第8 乙①12及び61について

1 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の3反論（ふ）で述べたとおり、船舶安全法施行規則46条により様式が定められており、船内に備え置く義務がある船舶検査手帳について、船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられず、2号イ該当性は認められない。

2 5号に該当しないこと

- (1) 船舶検査手帳に5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことは、第6の3と同様である。
- (3) 本件事故の調査はすでに終了しており、第58寿和丸の船舶検査手帳を開示しても事故原因との関連について誤解や憶測を招いたり、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

3 6号柱書きに該当しないこと

船舶検査手帳に6号のいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、被告主張の6号柱書きのおそれがないことは、第6の4と同様である。

第9 乙①13及び59について

1 「所有者欄・使用者欄」及び「その余」について

原告第4準備書面第2の3反論（へ）で述べたとおり、動力漁船登録票は漁船法10条1項に基づく登録をしたときに、同法12条1項に基づき申請者に交付されるものであり、同法21条に基づき何人もその謄本の交付を請求することができるものである。

2 「所有者欄・使用者欄」は「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（5号）に該当しないこと

第6の1(2)で述べたように、酢屋商店が本件事故の船主であることはすでに報道等（甲1及び35）で明らかになっており、酢屋商店の住所もインターネット

で検索可能であるが（甲 3 4）、酢屋商店が外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被った事実はなく、所有者欄・使用者欄を開示しても同社に不当に不利益を及ぼすおそれはない。

3 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

動力漁船登録票は漁船法 2 1 条に基づき何人もその謄本の交付を請求できるものであり、このような文書について、酢屋商店の有するノウハウ等が記載されているとは考えられず、2号イに該当しない。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（5号）はない

動力漁船登録票は何人もその謄本の交付を請求できるのだから、開示しても5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことは明らかである。

(3) 6号柱書きに該当しないこと

ア 動力漁船登録票に「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められず、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号柱書きに該当しない。

イ 第6の4(2)で述べたように、「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号柱書き）もない。

第10 乙①14、27及び41について

1 2号イに該当しないこと

第7の1と同様に、船舶安全法施行規則 3 3 条で様式・記載事項が定められている船舶検査証書について、酢屋商店の他の船舶の船種や名称等を公にすること

により船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されているとは考えられず、２号イ該当性は認められない。

２ ５号に該当しないこと

第７の２と同様である。

３ ６号柱書きに該当しないこと

第７の３と同様である。

第１１ 乙①１５、２８及び４２について

１ ２号イに該当しないこと

第８の１と同じ。

２ ５号に該当しないこと

第８の２と同じ。

３ ６号柱書きに該当しないこと

第８の３と同じ。

第１２ 乙①１６及び４３について

１ 「所有者欄・使用者欄」及び「その余」について

第９の１と同じ。

２ 「所有者欄・使用者欄」は「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（５号）に該当しないこと

第９の２と同じ。

3 「その余」について

第6の2ないし4と同じ。

第13 乙17、18、22、23、29、30、35、36、44、48、49、
53及び54について

1 5号に該当しないこと

第6の1と同じ。

2 「その余」が2号イに該当しないこと

第6の2と同じ。

3 「その余」について「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に
損なわれるおそれ」（5号）がないこと

第6の3と同じ。

4 6号柱書に該当しないこと

第6の4と同じ。

第14 乙①19、24、31、37、50及び55について

1 2号イに該当しないこと

第7の1と同じ。

2 5号に該当しないこと

第7の2と同じ。

3 6号柱書きに該当しないこと

第7の3と同じ。

第15 乙①20、32及び38について

- 1 2号イに該当しないこと

第8の1と同じ。

- 2 5号に該当しないこと

第8の2と同じ

- 3 6号柱書きに該当しないこと

第8の3と同じ。

第16 乙①21、26、33、40、47、52及び57について

- 1 「所有者欄・使用者欄」及び「その余」について

第9の1と同じ。

- 2 「所有者欄・使用者欄」は「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（5号）に該当しないこと

第9の2と同じ。

- 3 「その余」について

第9の3と同じ。

第17 乙①25及び51について

- 1 2号イに該当しないこと

第8の1と同じ。

- 2 5号に該当しないこと

第8の2(1)(2)と同じ。

3 6号柱書きに該当しないこと

第8の3と同じ。

第18 乙①34について

1 「※1部分」(酢屋商店の所在地)及び「※2部分」(僚船を設計した法人の名称)が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(5号)に該当しないこと

(1) 一般配置図に5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく、不開示部分に5号該当性は認められない。

(3) 「※1部分」について、酢屋商店が本件事故の船主であることはすでに報道等(甲1及び35)で明らかになっており、酢屋商店の住所もインターネットで検索可能であるが(甲34)、酢屋商店が外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被った事実はなく、開示しても同社に不当に不利益を及ぼすおそれはない。

「※2部分」について、本件事故の調査は終了しており、僚船を設計した法人の名称を開示しても、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはない。

2 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の7反論(ほ)で述べたように、一般配置図は船の全体的な配置を描いた図面であり、概略図である。通常、船内の数か所に掲示されており誰でも見ることができる図面であるから、開示しても酢屋商店及び僚船を設

計した建造造船所の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

なお、乙①34の1枚目の「船名」欄に「第十一 寿和丸」とあり、余白部分に「承認済 平成4年1月21日 新潟運輸局長」とあることからわかるように、運搬船である第十一寿和丸は、令和2年（2020年）の本件開示請求から4半世紀以上前の平成4年頃の設計である。10年も経てば造船技術も進化し、かつての技術が陳腐化することを考えると、仮に、一般配置図に平成4年当時の造船所のノウハウ等がわかる情報が記載されているとしても、すでに「ノウハウ」ではなくなっており設計した法人の利益を害するおそれは全くない。

(2) 5号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」もないこと

一般配置図にそもそも「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報は記載されておらず5号による不開示の余地がないことは、すでに述べたとおりである。

また、一般配置図は船全体を上から見たときの図面であり客観的事実に関する資料であって意見交換や意思決定に基づくものではなく、この一般配置図が今後の事故調査に用いられる可能性も考えられない。

したがって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はないし、本件事故の調査は終了している以上、事実調査において収集した客観資料を開示しても報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれもない。

(3) 6号に該当しないこと

一般配置図は船全体を上から見たときの図面であり、客観的事実に関する資料であって「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

また、一般配置図を開示したからといって、事故調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはないし、協力依頼先が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもなく、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難になることもない。

事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失ったり、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことも、第2の2(3)で述べたとおりである。

第19 乙①39について

1 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の8反論（ま）で述べたとおり、立入検査記録簿（写し）の記載項目からして、船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報はなく、2号イに該当しない。

乙①39表紙の「船名」欄に手書きで「第二十二寿和丸」とあるが、この船は総トン数305トンの運搬船である（甲6、3頁）。船舶安全法に基づき、国土交通省は、総トン数20トン以上の船舶を対象に定期的に検査を実施しており、その時の記録簿と思われる。すなわち、船舶安全法に基づき検査をした記録というだけで、該当する船の所有者であれば同じように検査を受けるのであって、第二十二寿和丸だけが何らかの特別の検査を受けたものでもない。

2 5号に該当しないこと

- (1) 立入検査記録簿（写し）に5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことは、第6の3と同様である。

- (3) 本件事故の調査はすでに終了しており、第58寿和丸の船舶検査手帳を開示しても事故原因との関連について誤解や憶測を招いたり、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

3 6号柱書きに該当しないこと

立入検査記録簿（写し）に6号のいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、被告主張の6号柱書きのおそれがないことは、第6の4と同様である。

第20 乙①45について

1 2号イに該当しないこと

第7の1と同様に、船舶安全法施行規則33条で様式・記載事項が定められている船舶検査証書について、僚船の所有者や船舶番号等を公にすることにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されているとは考えられず、2号イ該当性は認められない。

2 「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（5号）に該当しないこと

- (1) 船舶検査証書には5号がいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。
- (2) 本件事故の調査は終了しており、僚船の所有者の名称を開示しても、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはない。

3 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

第20の1と同じ。

(2) 5号に該当しないこと

船舶検査証書には5号がいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないこと、同号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」もないことは、第6の1及び3と同様である。

(3) 6号柱書きに該当しないこと

船舶検査証書に6号のいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、被告主張の6号柱書きのおそれがないことは、第6の4と同様である。

第21 乙①46及び56について

1 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の3反論（ふ）で述べたとおり、船舶安全法施行規則46条により様式が定められており、船内に備え置く義務がある船舶検査手帳について、船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられず、2号イ該当性は認められない。

2 5号に該当しないこと

(1) 船舶検査手帳に5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。

(2) 「※部分」(僚船の所有者の名称)について、「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(5号)に該当しないことは、第20の2と同じである。

(3)「その余」について、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことは、第6の3と同様である。

また、本件事故の調査はすでに終了しており、船舶検査手帳を開示しても事故原因との関連について誤解や憶測を招いたり、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

3 6号柱書きに該当しないこと

船舶検査手帳に6号のいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、被告主張の6号柱書きのおそれがないことは、第6の4と同様である。

第22 乙①58について

1 「※部分」が5号に該当するとは認められないこと

乙①58はその体裁からして酢屋商店が加入していた漁船保険の保険会社が運輸安全委員会に回答した文書である。そうすると、5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。

また、漁船保険は船舶事故の発生と関係なく加入するものであり、酢屋商店が加入していた第五十八寿和丸の漁船保険の契約相手方法人の名称や所在地を開示しても、SNS等を通じて広く伝播されることはないし、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりすることはなく、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはない。

2 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

船舶にかかわる事業を営む者が、船舶のために保険に加入することは何ら珍しいことではない。保険契約の内容は保険会社によって異なる可能性があるものの、船舶保険約款の内容はウェブで公開されており、保険契約の内容自体は事業上のノウハウでも何でもない。また、第五十八寿和丸は本件事故で沈没してしまい使用できない状態にある。

そうだとすると、第五十八寿和丸の漁船保険の契約関係や、保険手続にあたって収集された本件事故に係る情報、損害調査の内容等を開示したとしても、保険会社のノウハウが漁船保険を取り扱う競合他社に流出することにならず、同社の利益を害するおそれはない。

(2) 5号に該当しないこと

ア 保険会社が作成して運輸安全委員会に文書回答したものに、5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことは、第4の2(2)のとおりである。

ウ 本件事故の調査はすでに終了して報告書が公表済みとなっており、漁船保険に係る情報を開示したからといって、本件事故との関連について誤解や憶測を招くことはなく、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれもない。

(3) 6号柱書に該当しない

保険会社が作成して運輸安全委員会に文書回答したものに、6号にいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、「当該事務（中略）の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（６号柱書き）はないことは、第６の４と同じである。

第２３ 乙①６２、６９ないし７６、８０、８２、８４ないし８７、８９ないし９４、９７、９８及び１００について

１ 「※部分」及び「※１部分」について

第五十八寿和丸の完成図書には、５号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく５号該当性は認められない。

本件事故の調査は終了しており、第五十八寿和丸を設計した法人の名称を開示しても、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはなく、「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれ」（５号）はない。

２ 「その余」について

(1) ２号イに該当しないこと

第五十八寿和丸は本件事故によって沈没して引き上げることもできず、廃船となっており、再び使用されることはない。また、第五十八寿和丸は平成１０年１２月（進水年月。甲６・１０頁）頃の建造であり、令和２年の開示請求から２０年以上前に造られた船である。平成１０年以降、コンピュータ支援設計（CAD）やコンピュータ支援工学（CAE）などの技術の向上による船体設計、自動化技術やデジタル技術の導入、レーダー・GPS・通信システムの進化と小型化など、造船業を巡る技術革新は目覚ましい。仮に、第五十八寿和丸の完成図書の中に、船の所有者又は設計した法人が有するノウハウが記載されていたとしても、平成１０年頃の技術レベルは現代では使い物にならないノウハウであり、開示したとしてもこれらの法人の正当な利益を害するおそれはない。

(2) 5号に該当しないこと

ア 第五十八寿和丸の完成図書に5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことは、第4の2(2)のとおりである。

(3) 6号に該当しないこと

第五十八寿和丸の完成図書に、6号にいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないこと、「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号柱書き）はないことは、第4の2(3)と同じである。

第24 乙①63、81及び83について

1 2号イに該当しないこと

第23の2(1)と同じ。

2 5号に該当しないこと

第23の2(2)と同じ。

3 6号柱書きに該当しないこと

第23の2(3)と同じ。

第25 乙①64について

1 「※部分」について

1号該当性について、原告第5準備書面第4のとおりである。

2 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

第五十八寿和丸は本件事故によって船に積載していた旋網も含めて沈没して廃船となっており、再び使用されることはない。また、旋網の規模は船の大きさによっても異なるものであり、第五十八寿和丸で使用することを前提に仕立てられた旋網仕立て図面が、他の船に積載する網を検討する際に役立つとは考えられない。加えて、本件事故当時と異なり、現在ではシミュレーションソフトを用いて、網がどのように沈降するかなどを検証し、効率化のための改造点などを検討できる技術レベルになっており、本件事故当時に使用していた旋網の仕立てに関するノウハウは陳腐化している。そうすると、乙①64を開示することにより船の所有者の正当な利益が害されるおそれがある情報が記載されるとは考えられず、2号イ該当性は認められない。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（5号）がないこと

旋網仕立て図面には、5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく5号該当性は認められない。

また、旋網仕立て図面は意見交換や意思決定の末に作成された文書ではなく、船に積載した漁具の客観的な状態を表した文書である。これらの文書が今後、別件の事故調査で用いられる可能性も考えられない。

したがって、開示しても「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

(3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（5号）がないこと

本件事故の調査は終了して調査報告書がすでに公表されており、旋網仕立て図面を開示しても事故原因との関連について誤解や憶測を招き、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(4) 6号柱書に該当しない

旋網仕立て図面に6号にいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されているとは認められないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないこと、「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号柱書き）はないことは、第6の4と同じである。

第26 乙①65について

1 5号該当性は認められない

一般配置図は船の全体的な配置を描いた図面であり、概略図であるから、5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報は記載されておらず5号による不開示の余地はない。

2 「※部分」について

「※部分」について、本件事故の調査は終了し調査報告書も公表されており、他の船舶を設計した法人の名称を開示しても、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはなく、「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれ」（5号）はない。

3 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の7反論（ほ）で述べたように、一般配置図は船の全体的な配置を描いた図面であり、概略図である。通常、船内の数か所に掲示されており誰でも見ることができる図面であるから、開示しても船を所有する法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

また、乙①65の「製作年月日」欄に「1999. 3. 31」とあることから、この船も令和2年（2020年）の本件開示請求から20年以上前に製造されたものである。10年も経てば造船技術も進化し、かつての技術が陳腐化することを考えると、仮に、一般配置図に当時のノウハウ等がわかる情報が記載されているとしても、すでに「ノウハウ」ではなくなっており、設計した法人の利益を害するおそれは全くない。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもないこと

一般配置図は船全体を上から見たときの図面であり客観的事実に関する資料であって意見交換や意思決定に基づくものではなく、この一般配置図が今後の事故調査に用いられる可能性も考えられない。

したがって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

(3) 6号に該当しないこと

一般配置図は船全体を上から見たときの図面であり、客観的事実に関する資料であって「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

また、一般配置図を開示したからといって、事故調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはないし、協力依頼先が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもなく、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難になることもない。

事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失ったり、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことも、第2の2(3)で述べたとおりである。

第27 乙①66

1 「所有者欄・使用者欄」及び「その余」について

原告第4準備書面第2の10で述べたように、乙①66の体裁から、漁船原簿に「漁船原簿抹消謄本」のスタンプを押したものが漁船原簿抹消謄本であると思われるが、漁船原簿謄本は、漁船法21条に基づき、何人でも、都道府県知事に対して、漁船登録の原簿謄本の交付を請求することができるものである。

2 「所有者欄・使用者欄」は「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（5号）に該当しないこと

第9の2と同じ。

3 「その余」について

第9の3と同じ。

第28 乙①67について

1 2号イに該当しないこと

被告は、乙①67の文書から、酔屋商店の人材確保及び労務管理に係る情報が競合他社に流出することになり、酔屋商店における人材確保が困難となるおそれがあると主張する。

しかし、乙①67の書式を見ても、雇用条件がわかる項目はなく、この文書を他社が見てより有利な雇用条件を提示するとは考えられない。被告の主張には著しい飛躍があり、2号イ該当性は認められない。

2 5号に該当しないこと

第五十八寿和丸の乗組員名簿には5号のいう「国の機関・・・の内部」におけ

る「審議、検討又は協議」に関する情報は記載されておらず、5号による不開示の余地はない。

また、乗組員名簿の情報が開示されても、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはなく、「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれ」（5号）はない。

3 6号に該当しないこと

乗組員名簿には6号のいう「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しないこと、6号柱書きに該当しないことは、第6の4と同じである。

第29 乙①68について

1 2号イに該当しない

第五十八寿和丸は本件事故によって沈没して廃船となっており、再び使用されることはない。乙①68はたった2枚（しかも1枚目の記載分量はごくわずかである）で、この資料に第58寿和丸の一定期間の漁獲高が記載されているとしても、このわずかな記載からこの船の性能ないし漁獲量、漁ろうに係る技術・経験等酢屋商店の有するノウハウがわかるとは考えられない。

したがって、2号イに該当しない。

2 5号に該当しないこと

第4の2(2)と同じ。

3 6号柱書きに該当しないこと

第6の4と同じ。

第30 乙①77ないし79及び88について

1 「役職、氏名欄」について

第28の2と同じ。

2 「その余」について

(1) 2号イに該当しないこと

第23の2(1)でも述べたように、第五十八寿和丸は本件事故によって沈没して廃船となっており、再び使用されることはない。この船の定期検査及び追加工事に係る証明書から、この船の性能ないし漁獲量を一定程度でも推認できるとは考えられない。そもそも第五十八寿和丸は平成10年12月（進水年月。甲6・10頁）頃の建造であり、令和2年の開示請求から20年以上前に造られた船である。仮に乙①77ないし79及び88の中に、酢屋商店の有するノウハウが記載されていたとしても、平成10年頃の技術レベルは現代では使い物にならないノウハウであり、開示したとしてもこれらの法人の正当な利益を害するおそれはない。

(2) 5号に該当しないこと

第4の2(2)と同じ。

(3) 6号柱書きに該当しないこと

第4の2(3)と同じ。

第31 乙①95、96及び101について

1 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の7反論（ほ）で述べたように、一般配置図は船の全体的な配置を描いた図面であり、概略図である。通常、船内の数か所に掲示されており誰でも見ることができる図面であるから、開示しても当該船舶を所有する法

人及び当該船舶を設計した企業の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

2 5号に該当しないこと

- (1) 一般配置図に5号のいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報が記載されているとは認められず、同号のおそれを論じるまでもなく、不開示部分に5号該当性は認められない。
- (2) 一般配置図は客観的な事実に関する資料であって意見交換や意思決定に基づくものではない。この資料が今後の事故調査に用いられる可能性も考えられない。したがって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はないし、本件事故の調査は終了して調査報告書も公表済みである以上、事実調査において収集した客観資料を開示しても報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれもない。

3 6号柱書きに該当しないこと

第26の3(3)と同じ。

第32 乙①99について

1 2号イに該当しないこと

原告第4準備書面第2の7反論（ほ）で述べたように、一般配置図は船の全体的な配置を描いた図面であり、概略図である。通常、船内の数か所に掲示されており誰でも見ることができる図面であるから、開示しても酔屋商店及び僚船を設計した建造造船所の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

なお、乙①99右下「船名」欄に「第六寿和丸」とあり、「完成図」「19993.10」とあることから、第六寿和丸は令和2年（2020年）の本件開示請

求から20年以上前の平成11年頃に完成したようである。10年も経てば造船技術も進化し、かつての技術が陳腐化することを考えると、仮に、一般配置図に平成11年当時の造船のノウハウ等がわかる情報が記載されているとしても、すでに「ノウハウ」ではなくなっており、造船所の利益を害するおそれは全くない。

2 5号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」もないこと

第18の2(2)と同じ。

3 6号に該当しないこと

第18の2(3)と同じ。

第33 乙①102について

1 「各証明書1頁目下部」について

第28の2と同じ。

2 「その余」について

第30の2と同じ。

以上